

君津市立小中学校保護者連携システム

導入・提供業務に係る公募型プロポーザル実施要領

君 津 市

1 適用

本実施要領は、市立小中学校等における保護者連携システム（以下、「本システム」という。）の導入及び提供業務にあたり、安定的で機能的に優れた本システムの導入及び提供業務を確保できる質の高いサービス提供事業者（以下、「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するための手続等に関し、必要な事項を定めたものである。

2 趣旨・目的

君津市総合計画に基づく「3－2 学校教育」及び君津市教育振興基本計画の施策として、「子育てできる環境づくり」、「脱炭素社会の実現に向けた環境教育の推進」、「より良い学校環境の整備」の実現を目指すため、ICTを活用して、学校と保護者や地域を円滑に結ぶことのできる本システムを導入する。

導入した本システムを利用することによって、学校から保護者や地域へ配布する資料等のペーパーレス化を図るとともに、学校との連絡手段を双方向化することで「保護者の利便性向上」、「学校の業務効率化」、「迅速な情報伝達」を目指す。

3 業務内容等

(1) 業務名

君津市立小中学校保護者連携システム導入・提供業務

(2) 業務内容

別紙「君津市立小中学校保護者連携システム仕様書」のとおり

(3) 履行期間

① 初期導入

契約締結の日から令和6年8月31日まで

② 運用期間

令和6年9月1日から令和7年3月31日まで

(4) 契約上限額

総額2,743千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和6年9月1日から令和7年3月31日までの使用料（7か月）。

- ・本上限額は、別紙「君津市立小中学校保護者連携システム仕様書」に基づく稼働までの導入業務及び令和7年3月31日までの運用及び保守、支援等に係る費用の総額を対象としたものであり、提案価格は契約上限額を超えてはならない。
- ・この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。
- ・企画提案の性質上、本事業の契約にあたっては要件定義を行ったうえで契約金額を決定することから、企画提案内容(参考見積内容含む。)をもって、契約するとは限らない。
- ・本事業は、システムの効果、需要等を踏まえた上で、令和7年度以降の継続利用を予定しているが、当該年度における予算等が本市の議会において議決されてから執行できるものであることから、予算等が可決し、継続利用を希望する場合は、それに応じること。

(5) 支払方法

導入業務に関する初期費用については、導入月分（令和6年9月分）の使用料と合算して支払う予定である。また、導入月翌月以降の使用料については、令和6年10月分からの月払い（6回）として支払いを行う予定である。

本市において、市立小中学校の統廃合があった場合は、毎月の支払額を変更する場合があるものとする。

4 プロポーザル参加資格要件

参加者は次の事項のうち（１）から（８）までの参加資格要件を参加表明書提出時に満たしていることとする。

なお、プロポーザルに参加する者が契約締結までの間に、参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

（１）君津市入札参加資格者名簿において、下記の取扱種目及び取扱品目にすべて登録されている事業者であること。又は、本業務の一部を第三者に請け負わせ、元請業者及び再委託業者において、下記の取扱種目及び取扱品目の登録を満たすこと。ただし、その場合であっても元請事業者は、少なくとも１つ以上の取扱品目に登録されていること。

ア 取扱種目：リース、取扱品目：電算機

イ 取扱種目：情報処理、取扱品目：システム開発・ソフトウェア開発

ウ 取扱種目：情報処理、取扱品目：システム運用

エ 取扱種目：情報処理、取扱品目：システムメンテナンス

オ 取扱種目：機器保守、取扱品目：通信機器保守

カ 取扱種目：通信機・家電、取扱品目：無線機器

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（３）君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

（５）営業停止処分を受けていないこと。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条の規定に該当しない者であること。

（７）情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証（JIS Q 27001 又は ISO/IEC 27001）又はプライバシーマークの認証（JISQ15001）を取得していること。

（８）本市と同等以上の規模の自治体における本システムの導入実績を有すること。

5 事業担当課

君津市教育委員会 教育センター

〒299-1192 君津市久保2丁目13番1号

TEL 0439-56-1618 FAX 0439-56-1648

電子メール kyouiku-c@city.kimitsu.lg.jp

6 選定

(1) 選定方法

本プロポーザルでの契約相手方は、書類審査およびプレゼンテーションにより、最高点を得た最優秀提案者として選定する。

(2) 審査委員会

本件企画提案における提案内容の審査及び導入事業の選定は、「市内小中学校保護者連携システム事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行うこととする。

(3) 選定スケジュール

内 容	期 間 等
実施要領の公表※君津市ホームページ	令和6年5月2日（木）
質問期間	令和6年5月2日（木）から 令和6年5月10日（金）まで
質問への回答	質問受付日から4営業日を目途に回答
企画提案参加申請書等の提出期限	令和6年5月15日（水）
第1次審査（書類審査）	令和6年5月16日（木）から 令和6年5月23日（木）まで
第1次審査結果通知	令和6年5月24日（金）
企画提案書等の提出期限	令和6年6月7日（金）
第2次審査（プレゼンテーション審査）	令和6年6月14日（金）
第2次審査結果通知	令和6年6月中旬
契約手続き	令和6年6月下旬
導入期間	契約締結日から 令和6年8月31日（土）まで
運用期間 ※当初3か月程度は試行期間の想定	令和6年9月1日（日）から 令和7年3月31日（日）まで

※状況により変更となる可能性があります。

(4) 参加申請書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、募集期間内に、受付場所へ提出書類を直接持参又は郵便（簡易書留）で提出すること。

ただし、直接持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く開庁日の午前9時から午後5時までを受付時間とし、郵便の場合は、募集期限までに到着したものに限る。

ア 募集期間

令和6年5月2日（木）から令和6年5月15日（水）

午後5時まで

イ 提出先

上記提出方法を厳守の上、「5 事業担当課」まで

ウ 提出書類

(ア)【様式1】公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書
(以下「参加表明書兼参加資格確認申請書」という。)

(イ)【様式3】誓約書

(ウ)【様式4】会社概要書

※会社概要がわかるパンフレット等を添付すること。

(エ)【様式5】業務実績一覧

(オ) 公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書等の返信用封筒（定型サイズの封筒を用意し、通知書郵送先の宛先を明記のうえ、84円切手を貼付したもの）1枚

(5) 参加資格の確認及びプロポーザル提案要請

本プロポーザルの参加資格は提出された書類により審査し、その結果は令和6年5月24日（金）までに参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛に、【様式6】公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書により通知するとともに、参加資格確認者には、【様式7】プロポーザル提案要請書により提案書の提出を要請する。

(6) 提案書の作成要領

「君津市立小中学校保護者連携システム提案書作成要領」のとおり

(7) 質問の受付及び回答

提案書の作成等に関して質問がある場合は、【様式2】質問書に質問内容を簡潔に記載し、受付期間内に、提出場所へ、直接持参、電子メールまたはFAXで提出すること。

ただし、直接持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く開庁日の午前9時から午後5時までを受付時間とし、電子メール・FAXの場合は、受付期間内に到着したものに限り。

ア 受付期間

令和6年5月2日（木）から令和6年5月10日（金）午後5時まで

イ 提出先

上記提出方法を厳守の上、「5 事業担当課」まで

ウ 質問の回答

すべての参加資格確認者に対し、参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛に、質問受付日から4営業日を目途に電子メール又はFAXにより行う。

(8) 提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限までに、提出場所へ提出書類を直接持参又は郵便（簡易書留）で提出すること。

ただし、直接持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く開庁日の午前9時から午後5時までを受付時間とし、郵便の場合は、提出期限までに到着したものに限り。

ア 提出期限

令和6年6月7日（金）午後5時まで

イ 提出先

上記提出方法を厳守の上、「5 事業担当課」まで

ウ 提出書類

(ア) 提案書（表紙は様式8）

(イ) 標準機能一覧

(ウ) 見積明細

※小学校12拠点、中学校7拠点、教育委員会1拠点の費用を分けて示すこと。

(エ) システム機能評価シート

エ 提出部数

正本 1 部、副本 7 部、電子媒体 1 部（PDF 形式・記録媒体 CD-R または DVD-R）

オ 参加辞退

参加表明書兼参加資格確認申請書の提出後に参加を辞退する場合は【様式 9】プロポーザル辞退届により、その理由等を記入して、速やかに提出すること。

(9) 選定委員の委員構成

適正かつ公平に提案採用者を選定するため、君津市プロポーザル方式実施要綱に基づき、市内小中学校保護者連携システム事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という）を設置する。

(10) 提案採用者を選定するための審査基準

君津市小中学校保護者連携システム仕様書を満たすこと、もしくは満たしていない場合は適当な代替案が具体的に記されていること、及び予定価格内の見積りであることを必要条件とし、以下の項目を審査する。

評価事項	評価項目	評価方法	配点
総合事項	コンセプト、実績、導入体制、スケジュール	書類審査 プレゼンテーション	30
システムの概要	システムの概要・特徴、画面構成、申込方法・ID 発行の手順、操作性・効率性、柔軟性（保護者及び学校向け）、基本機能以外の優れた機能の有無	書類審査 プレゼンテーション	300
運用管理・保守体制	ヘルプデスクの体制、操作運用マニュアル、保守体制、安全対策・個人情報及びデータ保護、データ移行	書類審査 プレゼンテーション	90
操作運用研修	操作運用研修体制	書類審査 プレゼンテーション	30
価格点	システム導入費用および運用費・保守費用等の妥当性	見積書	50

合計 500 点満点

(11) プレゼンテーションの実施

提出書類等を提出した参加資格確認者に対し、プレゼンテーションによる審査を実施する。詳細は、参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛に、別途連絡する。

ただし、プレゼンテーションに先立ち、提案書により提案上限金額を超えている場合を含め、要求仕様項目が満たされていない場合は、書類審査により失格とする。

また、4者以上から提案書等が提出された場合は、提出書類による事前審査を実施し、上位3者においてプレゼンテーションを実施する。

なお、書類審査による失格及び4者以上から提案書等が提出された場合の事前審査の結果は、令和6年6月11日（火）に参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛に【様式10】事前審査結果通知書により通知する。

ア 期日

令和6年6月14日（金）の市が指定した時間

イ 場所

君津市役所庁舎内会議室

ウ 内容

プレゼンテーション及びデモンストレーション：30分

質疑応答（ヒアリング）10分

エ プレゼンテーション及びデモンストレーションの内容

（ア）～（ウ）については、デモンストレーションの内容に含めるものとし、それ以外については提案者の任意とする。

（ア）学校による基本操作

※保護者への連絡、欠席連絡の確認、年次更新等、学校が行う基本操作について

（イ）保護者による基本操作

※学校から受けた連絡の確認、欠席連絡等、保護者が行う基本操作について

（ウ）教職員および保護者の負担軽減について

オ 参加人数

担当技術者を含めて4名以内

カ その他

(ア) プレゼンテーション及びデモンストレーション、質疑応答（ヒアリング）は、規定の時間を持って終了とする。

(イ) プレゼンテーションに使用する機器等については、提案者が持参することとする。なお、スクリーンについては、市で用意するものとする。

(ウ) 準備はプレゼンテーション開始前10分以内、片付けはヒアリング終了後10分以内で行うこととする。

(エ) 実施日時及び場所については変更する場合がある。その際は別途連絡することとする。

キ 審査結果の通知

審査の結果は、令和6年6月21日（金）に、参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛に【様式11】審査結果通知書により通知するとともに、君津市ホームページ等で公表する。

(12) 提案採用者の決定

選定委員会の各委員の評価点の平均が最も高い者を提案採用者とする。最高得点者が2者以上の場合は、価格点の高い者を提案採用者として決定する。それでもなお、同点の場合は、後日くじ引きを行う。この場合において、該当者がくじ引きを欠席した時またはくじを引かない時は、契約事務に関係のない本市職員がその者に代わってくじを引くものとする。

また、最低基準については、各委員の評価点の平均が300点以上であることとする。

なお、提案採用者の決定後、提案採用者として選定できない何らかの事由が生じた場合、又は業務内容について協議が整わなかった場合は、次点の評価点を取得した者を提案採用者とする。

(13) 無効となる企画提案

次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とすることがある。

ア 提出方法、提出先及び提出期限等に適合しないもの

- イ 作成要領等に記載された条件に適合しないもの。
 - ウ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの
- (14) その他
- ア この提案に関する一切の費用は参加事業者の負担とする。
 - イ 提出された提案書等は返却しないものとする。なお、提出された書類について、本市情報公開条例の規定に基づき、公開する場合がある。
 - ウ 選定を行うに当たり、必要に応じて提案書を複製することがある。
 - エ 市から提供された資料は取り扱いに注意するとともに、無断で本提案以外に使用することを禁止する。
 - オ 本プロポーザルで知り得た情報は、第三者に漏らしたり、本プロポーザルの提案以外に無断で使用してはならない。
 - カ 募集期間の終了後及び提出期限後は、提出書類等の内容の追加、差替及び再提出の申し出には一切応じない。
 - キ 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
 - ク 参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書等に虚偽の記載等をした場合は、当該申請書又は提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して本市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止措置を行うことがある。
 - ケ 受託者の特定後、本市と受託者が協議の上、本件契約の仕様書を確定させることから、必要に応じ、仕様の訂正、追加、削除等を行う可能性があることに留意すること。
 - ク 契約は、仕様を確定させた後、最終見積りを行い、契約書を取り交わすことをもって成立となる。
 - ケ 業務責任者については、本件業務期間中は継続して従事させること。ただし、退職等のやむを得ない事由があるときは、当該業務責任者と同等以上の知見を有する者を後任者とし、かつ本市の承認を得ることを条件として、これを認める。